

事業報告

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

I. 会社の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、好調な米国経済の影響と政府の経済政策や日本銀行の金融緩和策を背景に、一部企業の収益も改善傾向にあります。国際情勢は目まぐるしく変化し、株式市場、外国為替市場、原油市場、穀物市場もそれにつれて大きく変動いたしました。

一方、国内での慢性的な人手不足は、働き方改革と併せて、物流費、人件費等の高騰を招き、企業の業績にも少なからず影響を及ぼしております。

明るい話題としましては、訪日外国人数は、平成29年12月末には2,869万人を超え、それに伴う経済効果として年間消費額も4.4兆円に達しました。

当社の主要取引先であります外食業界におきましては、全体として1年以上連続で毎月の売上が増加していますが、居酒屋、パブでは若者のアルコール離れによる店舗数の減少と人手不足による営業時間の短縮により前期と比較し、苦戦を強いられました。

このような経済環境の下、当社は長期的目標であります「いい会社をつくろう」に向けて、平成28年4月より、第三次3ヶ年中期経営計画「変革! Grow & Challenge」を実行中であります。2年目の当期は、基本方針として新たに「安心・安全の徹底」「収益力の強化」「自己変革」を掲げ、全社を挙げて計画達成に向けて取組みました。

営業政策としましては、好調なヘルスケアフード事業に加え、ホテル宿泊施設及び中食分野への取組みを強化いたしました。中でもヘルスケアフード事業は、年間売上146億円と計画以上を達成いたしました。

また、秋冬、春夏の提案会は延べ29会場で開催し、人手不足を補う調理済み加工食品を中心に提案をし、来場されました約14,000名のお客様にも満足をいただきました。出展商品の採用も例年に比べ、大幅に伸ばすことができました。

平成29年12月1日から平成30年1月末まで開催いたしました第11回大感謝セールでは、各仕入先の協力を得て創業70周年記念のお礼としてお客様に7%の還元を実施いたしました。

物流の効率化、労働環境の改善及び商品の安全性追求のために取組んでおります事業所の新築移転に関しましては、平成29年7月に三重営業所、10月に奈良営業所、11月に京都支店、平成30年3月には長崎営業所をそれぞれ移転いたしました。更に、大型案件として、阪南支店と東京支店の新築移転を進め、それぞれ平成30年6月と9月に新しい支店で営業開始の予定であります。

平成30年3月末現在では、全国46事業所(11支店、33営業所、サンプラザ2店(業務用食品スーパー))で前期末と同数であります。

当期は特に物流品質向上のために、各事業所において物流衛生管理マニュアルに基づく運用を徹底し、お客様への安心・安全なサービスの提供に努めてまいりました。また、政府提言の働き方改革にも積極的に取組み、物流業務の外部委託化を推進しました結果、物流費の大幅増となりました。

以上の結果、当事業年度の業績につきましては、

売上高	956億98百万円	(前期比 104.6%、	41億 89 百万円増)
営業利益	8億21百万円	(前期比 99.4%、	5 百万円減)
経常利益	8億90百万円	(前期比 95.5%、	41 百万円減)
当期純利益	5億88百万円	(前期比 141.7%、	1億 73 百万円増)

と増収増益となりました。

2. 設備投資の状況

当事業年度における設備投資額は、705百万円でした。

その主なものは次のとおりです。

事業所の新築移転	
奈良営業所	431百万円
京都支店	160百万円
三重営業所	50百万円

3. 資金調達の状況

当事業年度における事業所の新築移転に関しましては、自己資金で充当しております。

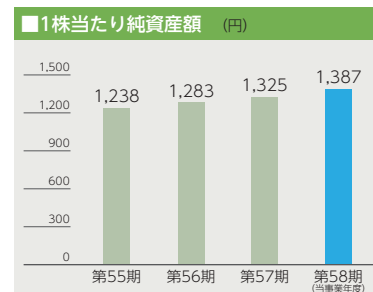
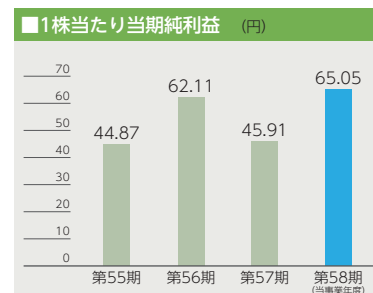
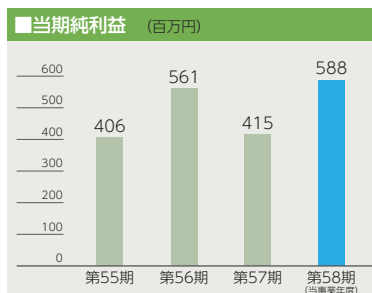
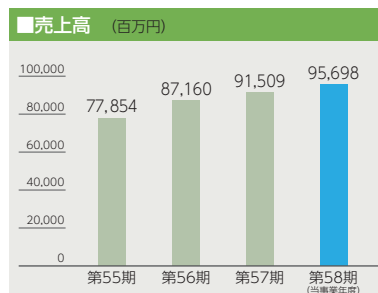
4. 事業の譲渡等の状況

該当事項はございません。

5. 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第 55 期 (平成27年3月期)	第 56 期 (平成28年3月期)	第 57 期 (平成29年3月期)	第 58 期 (当事業年度) (平成30年3月期)
売上高	77,854	87,160	91,509	95,698
当期純利益	406	561	415	588
1株当たり当期純利益	44円87銭	62円11銭	45円91銭	65円05銭
総資産	26,862	28,772	29,720	31,154
純資産	11,209	11,609	11,996	12,556
1株当たり純資産額	1,238円73銭	1,283円04銭	1,325円75銭	1,387円64銭



(注) 1) 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。

なお、期中平均発行済株式総数と期末発行済株式総数については自己株式を控除して算出しております。

6. 対処すべき課題

①経営環境への対応

農産物・畜産物・水産物については、慢性的な需給逼迫と為替の変動により、今後、仕入価格の恒常的な高騰が懸念されます。

当社といたしましては、お客様の要望に応えるべく、お得な商品の開発や調達、供給に努める一方、人手不足を補う調理済み加工食品など新たな価値を付加した自社ブランド商品（「やさしいメニュー」：ヘルスケアフード事業向けを含む）や、新メニューの開発、提案により、需要の喚起を図ります。

②安心・安全の確保

食の安心・安全を求める社会の声は日増しに大きくなってきましたが、食品偽装、食品の表示など、食品の安心・安全への脅威はいまだに続いています。当社は、食品規格書の整備を進め、データベースの充実化を推進してまいります。当事業年度の基本方針の一つに「安心・安全の徹底」を掲げ、業務用食品卸のプロとして、お客様に安心して取引いただけるよう取組んでおります。

更に、自社ブランド商品の製造委託工場の定期的な点検と指導により、商品の安心・安全の確保を図ります。

③働き方改革への取組み

人財確保の難易度が増す中、また政府をはじめとする社会全体での働き方改革の必要性が強調される中、社員が満足して働き、高い生産性を発揮するための多様な働き方の実現が急務となっております。当事業年度は全社員を対象に業務改善アンケートを実施し各種業務の見直しを開始しており、その一環として変則勤務制度や有給休暇の計画取得制度を導入するなど、社員一人ひとりがいきいきと働ける職場環境づくりを目指しています。

7. 主要な事業内容（平成30年3月31日現在）

①業務用食料品の販売

②ビール等酒類の販売

③清涼飲料水その他の飲料の販売

④業務用非食料品（洗剤、ラップ、その他）の販売

⑤当社オリジナルブランドであるサンホーム・サンプラザ・燦宝夢等の各商品（業務用食料品、酒類、非食料品等）の開発及び販売

8. 主要な事業所（平成30年3月31日現在）

[本 社] 大阪府大阪市北区豊崎六丁目11番27号

[支 店] 11支店

名称	所在地	名称	所在地
仙台支店	仙台市若林区	神戸支店	神戸市東灘区
東京支店	東京都大田区	西神戸支店	神戸市西区
名古屋支店	名古屋市守山区	広島支店	広島市東区
京都支店	京都府久世郡久御山町	福岡支店	福岡市博多区
大阪支店	大阪府摂津市	鹿児島支店	鹿児島県鹿児島市
阪南支店	大阪府貝塚市		

[事業所] 大阪府ほか27都道府県に33営業所、2店舗

支店・営業所・店舗の地域別分布

地域	支店	営業所	店舗	合計
東北・北海道	1	2	－	3
関東・甲信越	1	10	－	11
東海	1	4	－	5
近畿	5	7	2	14
中国・四国	1	5	－	6
九州	2	5	－	7
合計	11	33	2	46

9. 従業員の状況（平成30年3月31日現在）

従業員数	前年度末比増減数
785人（139人）	16人増（6人減）

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

10. 主要な借入先及び借入額

該当事項はございません。

11. その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

Ⅱ. 会社の株式に関する事項

1. 大株主（上位10名）（平成30年3月31日現在）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
サンホーム共栄会	812	8.9
有限会社オイエコーポレーション	777	8.5
尾家美津子	431	4.7
尾家産業従業員持株会	356	3.9
尾家興産株式会社	322	3.5
尾家スミ子	275	3.0
尾家亮	249	2.7
尾家美奈子	246	2.7
坪田由季	246	2.7
伊藤忠商事株式会社	206	2.2

(注) 1) 持株比率は、当事業年度の末日における発行済株式（自己株式を除く）の総数に対する割合であります。

2) 当社は、自己株式206,514株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。

3) 持株数は千株未満を、持株比率は小数点第1位未満を、それぞれ切り捨てて表示しております。

2. その他株式に関する重要な事項

- (1) 発行可能株式総数 22,800,000株
- (2) 発行済株式の総数 9,048,486株（自己株式 206,514株を除く）
- (3) 株主数 4,867名
- (4) 株式の分割及び募集株式の発行等の状況
該当事項はございません。

Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はございません。

IV. 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の状況（平成30年3月31日現在）

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
尾 家 亮	代表取締役会長	
尾 家 啓 二	代表取締役社長	
辻 野 薫	常務取締役	営業本部長兼サンプラザ営業部長
尾 家 健太郎	取締役	管理本部長兼経営企画室長
坂 口 泰 也	取締役	営業本部副本部長兼広域営業統括
長 江 洋 二	取締役	東日本統括
佐々木 亮 司	取締役	西日本統括
野々村 透	取締役	中日本西部統括
和 田 卓 也	取締役	大果大阪青果株式会社顧問
田 辺 彰 子	取締役	公認会計士、田辺彰子公認会計士事務所代表
白 川 雅 意	監査役（常勤）	
荻 田 倫 也	監査役	税理士、荻田倫也税理士事務所代表
橋 本 薫	監査役	公認会計士、弁護士、弁護士法人 大阪船場法律事務所

- (注) 1) 取締役 和田卓也及び田辺彰子の両氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2) 監査役 荻田倫也及び橋本薫の両氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3) 当社は、取締役 和田卓也及び田辺彰子ならびに監査役 荻田倫也及び橋本薫の各氏を、株式会社東京証券取引所に対して、独立役員として届け出ております。
 4) 監査役 荻田倫也氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 監査役 橋本薫氏は、公認会計士及び弁護士の資格を有しており、財務及び会計、法律に関する相当程度の知見を有しております。
 5) 当事業年度中に取締役の担当が次のとおり変更されました。

氏名	担当		
	変更前	変更後	異動年月日
尾 家 啓 二	管理本部長	—	平成29年6月27日付
尾 家 健太郎	管理本部副本部長	管理本部長	平成29年6月27日付
	管理本部長	管理本部長兼経営企画室長	平成29年11月1日付
坂 口 泰 也	広域営業統括	営業本部副本部長兼広域営業統括	平成29年6月27日付

2. 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等を除く。）及び各監査役は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

3. 取締役及び監査役の報酬等の総額及び員数

当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額	員数
取締役 (うち社外取締役)	98,608千円 (7,200千円)	10名 (2名)
監査役 (うち社外監査役)	15,625千円 (4,320千円)	3名 (2名)
合計	114,233千円	13名

(注) 1) 上記金額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額等14,428千円が含まれております。

2) 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額（58,885千円）を支払っております。

4. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の重要な兼職の状況等

重要な兼職の状況ならびに当該兼職先との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該兼職先との関係
取締役	和田 卓也	大果大阪青果株式会社	顧問	当社と大果大阪青果株式会社とは、特別な取引等はありません。
取締役	田辺 彰子	田辺彰子公認会計士事務所	代表	当社と田辺彰子公認会計士事務所とは、特別な取引等はありません。
監査役	荻田 倫也	荻田倫也税理士事務所	代表	当社と荻田倫也税理士事務所とは、特別な取引等はありません。
監査役	橋本 薫	弁護士法人 大阪船場法律事務所	社員	当社と弁護士法人 大阪船場法律事務所とは、特別な取引等はありません。

(2) 各社外役員の当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席及び発言の状況
取締役	和田 卓也	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席し、他社での豊富な企業経営経験と高い見識から、取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役	田辺 彰子	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席し、公認会計士として財務及び会計の豊富な知見と経験に基づき適宜発言を行っております。
監査役	荻田 倫也	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査役会13回のうち13回に出席し、財務及び会計に関する専門的な知見に基づき適宜発言を行っております。
監査役	橋本 薫	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査役会13回のうち13回に出席し、財務及び会計、法律に関する専門的な知見に基づき適宜発言を行っております。

V. 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

2. 会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 26百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、取締役、経理部・監査室等及び会計監査人からの情報収集や報告の聴取を通じ、前事業年度の監査実績、職務執行状況等を評価し、新事業年度の監査計画の内容、報酬見積りの算出根拠等について検討を加え、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人の独立性、審査体制及び監査処理能力その他の職務の遂行に関する体制を考慮し、解任または不再任の決定を行う方針であります。

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

4. 会計監査人と締結している責任限定契約の内容の概要

責任限定契約は締結しておりません。

VI. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(業務の適正を確保するための体制)

当社は、取締役会において、業務の適正を確保するための体制につき、次のとおり決議しております。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会は、取締役会規程に定められた付議・報告基準に則り会社の業務執行を決定しております。
- (2) 代表取締役社長は、取締役会から委任された会社の業務執行を行うとともに、取締役会決議、社内規程に則り、職務を執行しております。
- (3) 取締役会は、法令・定款及び社内規程等に基づいて、経営上の重要事項の決定を行うとともに、取締役の職務執行を監督しております。
- (4) 監査役は、法令・定款及び別に定める監査基準に基づいて、取締役の職務執行を監査しております。

2. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 執行役員を含む使用人がとるべき行動基準・規範を示した「コンプライアンス行動指針」に基づき、適正な業務執行の徹底と監督を行うとともに、違反があった場合は、就業規則等に則り適正に処分いたします。
- (2) コンプライアンス体制の充実・強化を推進するため、コンプライアンス委員会を設置しております。
- (3) 業務執行部門から独立した監査室が、定期的に内部監査を実施し、その結果を被監査部門にフィードバックするとともに、代表取締役社長及び監査役に適宜報告しております。
- (4) 研修を通じて、業務に必要な法令知識及び上記の行動規範を使用人へ周知徹底しております。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に関する情報については、法令及び文書取扱管理規程に基づき文書を作成するとともに、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧できる状態にして保存及び管理しております。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理規程及び情報セキュリティ管理規程等に基づき、定期的に、内在するリスクに関する評価と管理を行い、継続的改善を図っております。
- (2) 自然災害、その他、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある緊急事態に対する危機管理体制については、規程を整備し社内に周知徹底を図るとともに、重要な情報機器はデータセンターに預けて必要な二重化を果たし、業務体制の安全性を確保しております。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は取締役会における意思決定の迅速化と業務執行責任の明確化を目的として執行役員制度を導入し、執行役員の職務範囲は、取締役会にて定め、その責任と権限を明確にしております。
- (2) 代表取締役社長は、取締役及び執行役員等により構成している営業戦略会議を設置しております。
- (3) 当社の業務執行意思決定機関である常務会は、取締役の職務執行が効率的に行うことができるように週1回開催し、重要事項は全て付議され、業務の進捗についても議論し、時宜を得た対策等も検討しております。

6. 次に掲げる体制その他の会社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は現在、親会社および子会社等を有していないものの、将来において企業集団を組成した場合には、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方に則り、当社を中核とした企業グループ全体の健全な発展を図り、可能な限り企業集団における情報の共有と業務執行の適正を確保することに努めます。また、下記事項を踏まえた体制整備に努めます。

イ.子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

ロ.子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ハ.子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ニ.子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- (1) 監査役の職務を補助するため、代表取締役社長と意見を交換し、代表取締役社長直轄の監査室の機能を強化する体制をとります。
- (2) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを要請したときは、代表取締役社長との間で意見を交換し、専任となる適格な人事を行います。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき専任の使用人は置いていませんが、使用人を置く場合には、取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の人事に関しては、監査役会の意見を尊重して決定いたします。

9. 監査役の7. の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき専任の使用人を置く場合は、監査役傘下の独立した部署と位置づけ、当該使用人は、監査役の指揮命令に従うものとしたします。

10. 次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制

イ.取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

- (1) 取締役及び執行役員を含む使用人は、法令が定める事項のほか、監査役の要請に応じて、会社の業務執行状況等を報告することとしております。
- (2) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項を発見した場合は、直ちに、代表取締役社長に報告するとともに、監査役に報告することとしております。

ロ.子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

当社は現在、子会社を有していないものの、将来において子会社を有した場合には、下記事項を踏まえた体制整備に努めます。

- (1) 子会社の取締役、監査役及び使用人は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅延なく当社の監査役会に報告するものとしたします。
- (2) 子会社の取締役、監査役及び使用人は、事業・組織に重大な影響を及ぼす決定・内部監査の実施結果を遅延なく当社の監査役会に報告するものとしたします。
- (3) 子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社の監査役会から報告を求められた場合には、速やかに必要な報告及び情報提供を行うものとしたします。

11. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、社内に周知徹底いたします。また、報告者ならびに報告内容によっては監査役の判断により、内部通報制度を適用することとしたします。当社の内部通報制度では監査役も受付窓口となっており、通報した者が、通報したことによって不利益を受けないこと等、通報者の保護について規定しています。

12. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の監査に係る費用については、毎期、申告に基づき予算措置を行っております。また、予算計上外の費用発生が見込まれる場合は、事前に報告を受け、監査役の職務の執行に必要と判断されるものについては、追加費用として承認することとしております。

1 3. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役会は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要問題について意見交換を行っております。
- (2) 監査役は、内部監査部門と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて、内部監査部門に調査を求めています。
- (3) 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求めています。

1 4. 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

(1) 基本的考え方

- ① 違法行為や反社会的行為に関わらないよう、基本的な法律知識、社会常識と正義感を持ち、常に良識ある行動に努めてまいります。
- ② 社会の秩序または安全に脅威を与える反社会的勢力には毅然として対応し、一切関係を持ちません。また、反社会的勢力などから不当な要求を受けた場合、毅然とした態度で接し、金銭などを渡すことで解決を図ることはいたしません。
- ③ 会社または自らの利益を得るために、反社会的勢力を利用いたしません。
- ④ 反社会的勢力及び反社会的勢力と関係のある取引先とは、いかなる取引も行いません。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

- ① 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況
人事総務部（総務課）が、この任に当たっております。
- ② 外部の専門機関との連携状況
大阪府企業防衛連合協議会の淀川ブロック地区会員となっております。
- ③ 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況
人事総務部（総務課）が、年3回当局の指導・研修を受けております。
- ④ 対応マニュアルの整備状況
コンプライアンス行動指針の中に規定しております。
- ⑤ 研修活動の実施状況
社内電子掲示板での啓蒙、全国会議を通じて徹底を図っております。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当事業年度における、上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

1. コンプライアンスに対する取組み

- (1) 管理本部長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を年2回開催し、当社におけるコンプライアンス上の課題とその対応策について議論しました。
- (2) 担当役員が全国所属長会議及び階層別研修等でコンプライアンスの重要性や意識の向上について講話し、全社への浸透を図りました。事業に係わる重要法令の一つである、下請法（下請代金支払遅延等防止法）については、eラーニングや社内研修等により周知徹底、教育を行いました。
- (3) 各部門、事業所において当社の法令遵守に関する基本方針・行動基準を定めた「コンプライアンス行動指針」の輪読を実施しております。
- (4) 内部通報制度を設置しており、内部通報規程により、通報者が不利益を受けないよう、通報者を保護する体制を整備しております。

2. リスク管理に対する取組み

- (1) リスク管理規程に基づき、代表取締役社長を委員長とする内部統制委員会を設置しております。
- (2) 重要な業務プロセスの確認、リスク度が高い業務の確認等に関して内部統制の評価計画を策定し、内部統制が十分機能するようウォークスルーや運用テスト等を実施しました。
- (3) 内部統制委員会は月1回開催し、運用状況や重点課題について報告・議論を行い、半期毎に取締役会へ報告しております。内部統制委員会にはオブザーバーとして常勤監査役が出席し、情報の共有を図っております。

3. 取締役の職務執行体制

- (1) 取締役会規程に基づき、取締役会を12回（月1回）定時に開催するほか2回開催し、当事業年度は14回開催しました。
- (2) 取締役会は、社外取締役2名を含む取締役10名と監査役3名で運営しております。
- (3) 取締役会では、四半期毎に取締役等が職務執行状況の報告を行い、取締役の相互において監督を行っております。
- (4) 実効性評価
取締役会全体の実効性評価について全取締役、監査役の自己評価をベースに分析・評価を行いました。その結果を踏まえて、取締役会の実効性を高めるための改善に取り組んでおります。
- (5) 取締役会の専決事項を除く経営上の重要事項については常務会において決議を行い、意思決定の迅速化を図っております。
- (6) 常務会は週1回、営業戦略会議は月1回開催し、現場の課題・問題に対して、具体的な対策を協議し、重要案件に関しては取締役会で決定しております。

4. 監査役の職務執行体制

- (1) 当社は、監査役3名を選任しており、1名の常勤監査役と2名の社外監査役により監査役会を構成しております。
- (2) 取締役会には監査役全員が、常務会を含む重要な会議には常勤監査役が出席し、積極的に意見を述べております。
- (3) 月1回、監査役及び社外取締役のみをメンバーとする情報及び意見交換会を実施し、当社の事業及びコーポレートガバナンスに関する事項等について自由に議論を行っており、監査役と社外取締役の連携を図っております。
- (4) 会計監査人とは往査の都度、情報交換、意見交換等を行い、各四半期レビュー及び期末監査終了時に、意見交換を行いました。
- (5) 内部監査部門である監査室とは随時報告を含め意見交換を実施し、緊密な連携を行っております。

Ⅶ. 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はございません。

Ⅷ. 会社の剰余金の配当等の決定権限に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元につきましては、安定的かつ継続して配当を行うことが、最も重要であると考えており、定款第37条の規定に基づき取締役会の決議により決定しております。

今後につきましても、株主様重視の基本方針を堅持してまいります。

内部留保につきましては、財務体質の充実を図りながら、経営体制の効率化・省力化のための投資などに積極的に活用し、企業体質と競争力の強化に取り組んでまいります。

当社は、平成29年10月16日に創業70周年を迎え、株主の皆様のご支援に感謝の意を表すため、当事業年度の間配当金につきましては、1株につき記念配当として2円を加え11円といたしました。期末配当金につきましては、予定どおり1株につき9円とし、年間配当金は1株当たり20円（うち記念配当2円）となります。

なお、当事業年度の配当性向は30.7%であります。

また、自己株式の取得につきましては、定款第37条の規定に基づき取締役会の決議によることといたします。取締役会においては、機動的な資本政策等の遂行の必要性、財務体質への影響等を考慮したうえで、総合的に判断することといたしております。